

## 加盟店規約（犬山市ふるさと納税払い チョイス Pay）

加盟店規約（犬山市ふるさと納税払い チョイス Pay）（以下「本規約」といいます。）は、本規約に定める事項に関して、犬山市（以下「発行者」といいます。）、株式会社トラストバンク（以下「トラストバンク」といいます。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めたものです。発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約及び本システム利用規約（第1条に定義します。）にご同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合、本規約及び本システム利用規約に同意したものとみなされます。

### 第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、ふるさと納税払い チョイス Pay を使用することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。
- (2) 「寄附サイト」とは、トラストバンクが管理運営する「ふるさとチョイス」という名称のふるさと納税サイトをいいます。
- (3) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額のふるさと納税払い チョイス Pay と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
- (4) 「ふるさと納税払い チョイス Pay」とは、発行者が、ふるさと寄附金の謝礼品として、寄附サイト又は本アプリ（ユーザー）を通じてユーザーに対し発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが加盟店においてふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (5) 「ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引」とは、ユーザーが、加盟店又は寄附サイトにおいて、発行者から発行を受けたふるさと納税払い チョイス Pay のポイントと対象商品等又はサービスの提供を受ける権利とを交換する取引をいいます。
- (6) 「ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額」とは、ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引において決済されたふるさと納税払い チョイス Pay のポイントに相当する金額をいいます。
- (7) 「登録事業者」とは、発行者からの委託を受けて、発行者が指定する加盟店の管理、決済の補助等の業務を行う事業者をいいます。
- (8) 「本アプリ（加盟店）」とは、ふるさと納税払い チョイス Pay による決済、同決済情報の確認のために加盟店に対して提供され、加盟店が情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (9) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーがふるさと納税払い チョイス Pay の発行を受け、利用するためにユーザーの情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (10) 「本システム」とは、ふるさと納税払い チョイス Pay の発行・管理システム（本アプリ（加盟店）及び本アプリ（ユーザー）を含みます。）をいいます。

- (11) 「本システム利用規約」とは、別紙「ふるさと納税払い チョイス Pay システム利用規約」をいいます。
- (12) 「本 CMS」とは、トラストバンクが開設する本システムの管理用の対人の画面入出力システム (Contents Management System) をいう。
- (13) 「ユーザー」とは、発行者からふるさと納税払い チョイス Pay の発行を受け、当該ふるさと納税払い チョイス Pay を利用し、又は利用しようとする者をいいます。

## 第2条（加盟店の登録）

- 1 加盟店希望者は、本規約及び本システム利用規約の内容を承諾の上、発行者に対する加盟店申込書の提出、その他発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載、入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 加盟店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、加盟店の登録審査を行います。発行者は、当該加盟店希望者を加盟店として登録することを認めない場合、当該加盟店希望者に対して、前項の申込みから 10 営業日以内に登録拒否の通知をするものとし、10 営業日以内に何らの通知をしないときは、前項の申込みを承諾したものとみなします。
- 3 本契約は、発行者が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 4 加盟店は、第1項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに、本システムへの入力その他発行者が指定する方法により、変更後の情報を登録し又は発行者に対し通知するものとします。

## 第3条（ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引）

- 1 加盟店は、別表に定めるふるさと納税払い チョイス Pay の内容及び条件に従い、ユーザーとの間で、ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引を行うことができるものとします。
- 2 加盟店は、以下のいずれかの方法により、ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引において、ふるさと納税払い チョイス Pay による決済を実施するものとします。
  - (1) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）上に表示される QR コードを加盟店に提示し、加盟店が、本アプリ（加盟店）を使用して当該 QR コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望するふるさと納税払い チョイス Pay のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本システム上自動的に減算される方法
  - (2) ユーザーが、本アプリ（ユーザー）を使用して加盟店に置かれた QR コードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望するふるさと納税払い チョイス Pay のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本システム上自動的に減算される方法
- 3 加盟店は、次項に定める場合のほか、ユーザーからのふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
- 4 加盟店は、ユーザーからふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、ふるさと納税払い チョイス Pay による決済を行ってはならないものとします。
  - (1) ユーザーから、対象商品等以外の商品又はサービスについて、ふるさと納税払い チョイス Pay による決済を求められた場合

- (2) ユーザーから、QR コードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）又はこれらに表示される QR コード等の複製物による決済の申込みを受けた場合
  - (3) 偽造若しくは変造された本アプリ（ユーザー）又は本アプリ（ユーザー）に表示される QR コードを提示された場合
  - (4) 本アプリ（ユーザー）に登録されたふるさと納税払い チョイス Pay の名義人ではない者によりふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の申込みを受けた場合
  - (5) 第 1 号ないし前号に該当すると疑われる場合
  - (6) 発行者から、ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の中止を求められた場合
- 5 加盟店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、原則としてユーザーとの間で行ったふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。

#### 第4条（取扱店舗）

加盟店は、発行者所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含みますが、これに限られないものとします。）を、発行者及び登録事業者の指示に従って掲示又は表示するものとします。

#### 第5条（ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額の支払）

- 1 ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額は、第 3 条第 2 項に定める加盟店による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 2 加盟店は、ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、発行者に対し、15 日以内に請求するものとします。発行者は加盟店から請求を受けた日から 30 日以内に、加盟店が指定した振込先口座に、前月末日の翌日から売上締め日まで（以下「取扱期間」といいます。）のふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額（但し、第 3 条第 5 項に基づき取消し又は解除されたふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引に係るふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額、第 6 条第 2 項又は第 4 項に従い支払を要しないふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額、第 6 条第 3 項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとします。振込手数料は発行者の負担とします。

#### 第6条（不正なふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の処理）

- 1 加盟店が第 3 条第 4 項第 1 号ないし第 5 号のいずれかに該当するふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合においてふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 加盟店が第 3 条第 4 項第 1 号ないし第 4 号及び第 6 号のいずれかに該当するにもかかわらずふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引を行った場合、発行者は、加盟店に対し、当該取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が加盟店に対し当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還

の方法は、当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の翌取扱期間におけるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額から当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を差し引く方法によるものとします。対応する翌取扱期間がない場合、又は翌取扱期間におけるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額が当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額よりも少額である場合等、翌対応期間において全額の差し引き支払ができないときは、加盟店は、当該未返還額を発行者による請求に従い、支払うものとします。

- 4 加盟店が第3条第4項第5号に該当するにもかかわらずふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、加盟店に対し、当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引が第3条第4項第1号ないし第4号に該当しないことが判明した場合、発行者は、加盟店に対し、当該ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引にかかるふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を、直近の取扱期間のふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応する取扱期間がない場合、発行者は、当該取扱期間の末日の翌月末日までに当該ふるさと納税払い チョイス Pay 取引金額を支払うものとします。

## 第7条（クレーム対応等）

- 1 加盟店は、対象商品等に関連して、ユーザー又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、ユーザー又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、発行者が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、ユーザーへ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

## 第8条（遵守事項）

- 1 加盟店は、本契約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン、発行者が定める登録基準等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 加盟店は、発行者がふるさと納税払い チョイス Pay 利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
- 3 加盟店は、本アプリ（加盟店）を使用する端末、本アプリ（加盟店）及びQRコード（QRコードが表示された紙面その他の媒体を含みます。以下本条において同じ。）を適切に管理するものとし、本契約が終了した場合、責任をもって廃棄するものとします。
- 4 加盟店は、QRコードを複製、第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。
- 5 加盟店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

## 第9条（秘密保持義務）

- 1 加盟店は、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報
  - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

## 第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 加盟店は、本契約の履行及びふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 加盟店が、本契約の遂行又はふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店は、本契約の履行又はふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又はふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。
- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者又はトラストバンクが本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者又はトラストバンクが損害を被ったときは、損害を被った発行者又はトラストバンクに対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

#### 第11条（契約期間）

- 1 本契約は、第2条第3項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、効力が生じた日の直後に到来する3月末日まで有効とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとします。
- 4 前各項の定めにかかわらず、本システム利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。また、この場合、加盟店は本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

#### 第12条（解約）

- 1 加盟店は、解約日の3ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の3ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

#### 第13条（解除）

- 1 発行者は、加盟店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
  - (1) 本契約に違反したとき
  - (2) 加盟店が発行者の定める登録基準を充足しないとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - (6) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
  - (8) 発行者による連絡が取れなくなったとき
  - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - (10) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
  - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者が判断したとき
  - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
  - (13) その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

#### 第14条（契約終了時の処理）

- 1 本契約が終了した場合、その理由のいかんを問わず、加盟店は、直ちにふるさと納税払い チョイスPay 使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはそ

の履行が完了するまで本契約が適用されます。

- 3 本契約終了後も、第6条（不正なふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（損害賠償・費用負担）、第17条（通知の方法）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

#### 第15条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい ると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又は その業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、加盟店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 発行者は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

#### 第16条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店とユーザーとの間で、対象商品等に関する紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 発行者及びトラストバンクは、加盟店とユーザーその他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、発行者及びトラストバンクは、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該ユーザー又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

### 第17条（通知の方法）

- 1 本契約に関する発行者及びトラストバンクから加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはメッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信、本 CMS への掲載又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。
- 3 第1項の通知が本 CMS への掲載の方法により行われる場合には、本 CMS への掲載をもって通知が完了したものとみなします。

### 第18条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、インターネットのウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知するものとします。

### 第19条（権利の譲渡等）

加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

### 第20条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

### 第21条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本契約に関する訴訟については、犬山簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

以上

2022年2月18日制定

2022年9月1日改正

2026年1月13日改正

別表

[ふるさと納税払い チョイス Pay]概要

1	発行開始日	2022年4月1日
2	発行期間	2022年4月1日から発行期間の末日は未定
3	有効期間	(1) ユーザーがふるさと納税払い チョイス Pay の発行を受けた日（以下「発行日」といいます。）から2年間とします。 (2) ユーザーがふるさと納税払い チョイス Pay の追加発行を受けた場合、前項を適用するにあたり、発行日は、ユーザーが最後にふるさと納税払い チョイス Pay を受けた日をいいます。
4	発行限度額	発行上限額：定めない
5	加盟店及び利用可能なエリア	犬山市所在の加盟店及び寄附サイトとします。 ただし、その時々において利用可能な加盟店に関する情報はウェブサイト等に掲載します。
6	発行方法	寄附サイト又は本アプリ（ユーザー）を通じて申し込む方法
7	利用条件	ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引において、ふるさと納税払い チョイス Pay のポイントが不足した場合、ユーザーは、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。
8	払戻	ふるさと納税払い チョイス Pay は原則として払戻しの対象にはなりません。

# ふるさと納税払い チョイスPayシステム利用規約

「ふるさと納税払い チョイスPayシステム利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社トラストバンク（以下「当社」といいます。）が提供するふるさとチョイス ふるさと納税払い チョイスPayの発行・管理のためのプラットフォームシステム及びこれに関連して提供するサービスの利用にあたり、発行者、登録事業者及び加盟店（以下「利用者」と総称します。）の遵守事項並びに当社及び利用者の権利義務関係を定めるものです。当社は、本サービスの利用をもって、本サービスの利用者が本規約に同意したものとみなし、本サービスの利用者に対して本規約が適用されるものとします。本サービスを利用する方は、事前に本規約全文を必ずお読みください。

## 第一章 総則

### 第1条（適用）

1. 本規約は、本サービス（第2条に定義する意味を有します。）の利用に関する当社、発行者、登録事業者及び加盟店の権利義務関係を定めることを目的とし、当社、発行者、登録事業者及び加盟店の本サービスの利用に係る一切の関係に適用されます。
2. 当社が本アプリ（加盟店）、本アプリ（発行者）、寄附サイト又は本CMS上で隨時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「加盟店」とは、特定の発行者及び登録事業者から指定を受け、かつ、第3条の2に従い本サービスの利用の登録が完了し、本サービスを利用して、ユーザーとの間で自己が指定した対象商品等についてポイント使用取引を行う個人又は法人をいいます。
2. 「寄附サイト」とは、当社が管理運営する「ふるさとチョイス」という名称のふるさと納税サイトをいいます。
3. 「ユーザー」とは、寄附サイトを通じて発行者に対してふるさと寄附金の納付を行い、又は行おうとする者をいいます。
4. 「登録事業者」とは、発行者からの委託を受けて、発行者が指定する加盟店の管理、決済の補助等の業務（以下「委託業務（登録事業者）」といいます。）を行う事業者であって、第3条に従い本サービスの利用の登録を完了した個人又は法人をいいます。
5. 「発行者」とは、当社との間で本業務委託契約を締結し、本システムを通じてふるさと納税払い チョイスPayの発行を行う自治体をいいます。

6. 「ふるさと納税払い チョイスPay」とは、発行者が、ふるさと寄附金の謝礼品として本アプリ（ユーザー）を通じてユーザーに発行する電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが加盟店又は寄附サイトにおいてふるさと納税払い チョイスPay使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
7. 「対象商品等」とは、加盟店又は寄附サイトにおいて、ふるさと納税払い チョイスPayの一定のポイント数と引き換えにユーザーに提供するものとして、本規約に従い発行者が承認した商品又はサービスをいいます。
8. 「ふるさと納税払い チョイスPay使用取引」とは、ユーザーが、特定の発行者の指定する加盟店又は寄附サイトにおいて、当該発行者から発行を受けたふるさと納税払い チョイスPayのポイントと対象商品等又はサービスの提供を受ける権利を交換する取引をいいます。
9. 「ポイント使用取引」とは、ふるさと納税払い チョイスPay使用取引をいいます。
10. 「本アプリ（加盟店）」とは、本システムに含まれる、当社が提供するアプリケーションソフトウェア「ふるさとチョイス ふるさと納税払い チョイスPay 加盟店用アプリ」をいいます。
11. 「本契約」とは、本規約に基づき成立する、当社と利用者との間の本サービスの提供に関する契約をいいます。
12. 「本業務委託契約」とは、当社と発行者との間で別途締結されるふるさと納税払い チョイスPayを含むふるさと納税に係るプロモーション支援サービスに関する契約をいいます。
13. 「本CMS」とは、利用者によるふるさと納税払い チョイスPayの発行、管理等のために当社が開設する本システム管理用の対人の画面入出力システム（Contents Management System）をいいます。
14. 「本サービス」とは、本システム及びこれに関連して当社が提供するプラットフォームサービスをいいます。
15. 「本システム」とは、当社が開発・運営・管理し、利用者に対してプラットフォームサービスとして提供する、ふるさと納税払い チョイスPayの発行・管理システム並びにこれに関連して提供するサービス（（本アプリ（ユーザー）、本アプリ（加盟店）、本アプリ（発行者）、本CMSおよび寄附サイトを含みます。）をいいます。
16. 「本アプリ（発行者）」とは、本システムに含まれる、当社が提供するアプリケーションソフトウェア「ふるさとチョイス ふるさと納税払い チョイスPay 自治体用アプリ」をいいます。
17. 「本アプリ（ユーザー）」とは、当社がふるさと納税払い チョイスPayの発行、利用のために提供し、ユーザーが情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。

### 第3条（登録事業者の登録）

1. 発行者により委託業務（登録事業者）の委託を受け、登録事業者として本サービスの利用を行う者は、あらかじめ、本規約の全条項を遵守することに同意の上、当社所定の方法により、当社に対し、本サービスの利用を申請するものとします。
2. 当社は、一定の登録基準に従って前項の申請につき登録の可否を判断します。当社が登録を認める場合にはその旨を申請を行った者に通知し、この通知により当該申請を行った者の登録事業者としての登録は完了したものとします。

- 当社と登録事業者との間の本契約は、前項に基づく登録完了をもって成立するものとします。
- 登録事業者は、当社に対し提供した情報に変更が生じたときは、遅滞なく最新の情報を当社に対し届け出るものとします。また、登録事業者は、当該情報の更新を行わなかったために当社からの通知等の延着又は不着があった場合には、当該通知等が通常到着すべき時期に登録事業者に到着したものとみなさされることに同意します。

### 第3条の2(加盟店の登録)

- 発行者及び登録事業者により指定を受け、加盟店として本サービスの利用を希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約の内容を承諾の上、発行者の定める方法に従い、本サービスの利用を申し込みるものとします。
- 登録の申請は、必ず本サービスを利用する本人（法人の場合には対外的な契約締結権限を有する者）が行わなければならず、当社が事前に承諾した場合を除き、代理人による登録申請は認められません。また、登録希望者は、当社、発行者及び登録事業者に対し、申し込み時に記載、入力又は提供した情報が、真実、正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 登録希望者が前項の申し込みをした場合、登録事業者は、当社及び発行者が定める登録基準に従い、加盟店の登録審査を行います。登録事業者は、審査の結果、登録希望者の登録を認める場合、当社所定の方法により、加盟店に関する情報を本CMS上において登録するとともに、当社に対して、登録事業者が登録審査に用いた情報を提供し、当該加盟店の登録を認める旨を報告するものとします。なお、加盟店は、申込み時に記載、入力又は提供した情報が当社に提供されることに関して、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、前項の報告を受けたときは、登録希望者に当社所定の登録拒否事由がある場合を除き（ただし、当社は、登録希望者を審査する義務を負わないものとします。）、登録希望者に対し、本サービスの利用を開始する旨の通知を送付するものとします。加盟店と当社との間の本契約は、当社が当該通知を送付したときに成立するものとします。
- 加盟店は、当社に対し提供した情報に変更が生じたときは、遅滞なく最新の情報を当社に対し届け出るものとします。また、加盟店は、当該情報の更新を行わなかったために当社からの通知等の延着又は不着があった場合には、当該通知等が通常到着すべき時期に加盟店に到着したものとみなされることに同意します。

### 第4条(本システムの利用)

- 当社は、利用者に対して、本業務委託契約の有効期間中、本規約に定める条件に従って本システムを利用できる権利を、無償かつ非独占的に許諾するものとします。
- 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。
- 利用者は自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

## 第5条(パスワード及び事業者コードの管理)

- 利用者は、本サービスの利用開始時に取得した事業者コード及びパスワードを、自己の責任において管理及び保管し、盗難防止のための措置を自ら講じるものとします。
- 利用者は、パスワード及び事業者コードを自己に所属する役職員以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、承継、名義変更、売買、担保提供等をしてはならないものとします。
- パスワード又は事業者コードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は当該利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。利用者のパスワード及び事業者コードを用いてなされた本システム及び本サービスの利用は当該利用者自身によりなされたものとみなされ、かかる使用について利用者は一切の責任を負うものとします。
- 利用者は、パスワード又は事業者コードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

## 第6条(知的財産権等)

- 本システムを通じて又は本システムに関する当社が提供するコンテンツ等（テキスト、画像、動画、プログラムその他のデータ等を含むがこれらに限られません。）（以下「コンテンツ等」といいます。）に関する著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等の一切の権利は、当社又は当社にライセンスを許諾している第三者に帰属するものとします。本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本システム又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している第三者の知的財産権等の使用許諾を意味するものではありません。利用者は、如何なる理由によっても、当社又は当社にライセンスを許諾している第三者の知的財産権等の権利を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしてはならないものとします。
- 当社は、明示又は默示を問わず、本システム及び当社が提供する各コンテンツ等が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことについて、保証しません。
- 利用者が本システムを通じて、寄附サイト及び本アプリ（ユーザー）において掲載するコンテンツ等に関する著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等の一切の権利は、当該コンテンツ等を掲載した利用者及び当該利用者にライセンスを許諾している第三者に帰属するものとします。利用者は、利用者以外の第三者が知的財産権等を有するコンテンツ等を寄附サイト又は本アプリ（ユーザー）上に掲載するときは、事前に当該第三者から許諾を受けなければならないものとします。利用者が掲載したコンテンツ等が第三者の知的財産権を侵害した場合、当該利用者が一切の責任を負い、当社は一切の責任を負わないものとします。利用者は、当社に対し、利用者が掲載するコンテンツ等に含まれる著作物について、当社が妥当と判断する方法により無償で使用することを許諾するものとします。

## 第7条(個人情報の取扱い)

- 当社は、個人情報及びそれに類する情報を別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取り扱うものとします。利用者は、当社が別途定める個人情報保護方針に基づき個人情報が取り扱われることについて同意するものとします。

2. 利用者は、本サービスに関連して知り得た他の利用者又はユーザーの個人情報を、第14条第5項に基づき厳に秘密として保持するものとし、これらの個人情報の取扱いに当たっては、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとします。

## 第8条(再委託)

当社は、利用者への通知又は利用者による承諾なしに、本規約に定める当社の業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができるものとします。

## 第9条(禁止事項)

利用者は、本システム及び本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為又はそのおそれのある行為（なお、その判断は当社の単独の裁量で行うものとします。）を自ら行い、また、第三者に行わせてはならないものとします。

1. 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
2. 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為犯罪行為又は犯罪行為に結びつく行為
3. 法令、当社もしくは利用者が所属する業界団体の内部規則又は本規約に違反する行為（本システムを通じて、法令又は当社の定める基準に違反するコンテンツ等の掲載を行うことを含みますがこれに限られません。）
4. コンピューターウィルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を送信する行為
5. 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
6. 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
7. 利用者の登録を取り消された者に代わり登録をする行為
8. 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
9. 当社、他の利用者又は第三者になります行為
10. 当社又は第三者の設備もしくは本サービス用設備（当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアを言い、以下同様とします。）に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS攻撃もしくは大量のメール送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為、又は支障を与えるおそれのある行為
11. サーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
12. 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により他の利用者及びユーザーの登録情報を取得する行為
13. 本アプリ（ユーザー）、本アプリ（加盟店）、本アプリ（発行者）及び当社が提供するコンテンツの全部又は一部を、当社に無断で、複製、改変、公衆送信、販売等する行為
14. 本システムのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに準じる行為
15. ふるさと納税払い チョイスPayを不正に利用する行為

## 16. その他当社が不適切と判断する行為

### 第10条(利用者の責任)

1. 本システム又は本サービスの利用に関連して、利用者の故意又は過失により、当社に損害が発生した場合、利用者は、当社に発生した一切の損害（弁護士費用を含みます。）について、賠償責任を負うものとします。また、利用者は、本規約の違反、第三者の権利侵害その他本システム及び本サービスの利用に起因又は関連して第三者から生じた問い合わせ、クレーム、請求等については、自らの責任と負担において解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。
2. ポイント使用取引はユーザーと加盟店（寄附サイトにおいては発行者）との間で行われるものとし、当社及び発行者（寄附サイトにおいては当社）はポイント使用取引に関連し何らの責任を負わないものとします。ポイント使用取引に関連してユーザーとの間で生じた取引、連絡、紛争等については、加盟店（寄附サイトにおいては発行者）の責任において処理及び解決するものとし、当社は、かかる事項について一切責任を負いません。
3. 利用者は、ふるさと納税払い チョイスPayについてユーザー以外の者による利用等の不正利用が確認され、又はそのおそれがあることを認識した場合、速やかに当社に対し通知しなければならないものとします。

### 第11条(免責)

1. 当社は、本システムの正常な動作を保証するものではなく、利用者は、通信環境その他の事情により本システム及び本サービスの全部又は一部を利用できない場合があることを予め承諾の上、本システム及び本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、当社の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害又は電話の不通により、又は災害・事変等やむを得ない事由により、本システム及び寄附サイトにおけるふるさと納税払い チョイスPayに関する情報の掲載、ふるさと納税の申込受付及び決済、ユーザーに対するふるさと納税払い チョイスPayの付与、加盟店もしくは寄附サイトにおけるふるさと納税払い チョイスPayによる決済が遅延し又は不能となった場合、これにより発行者、加盟店、ユーザー、その他の第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、発行者がユーザーに対しふるさと納税払い チョイスPayを発行した後の不正利用その他の事故について、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本システム及び本サービスを利用したこと又は利用できなかったことにより利用者に生じた損害につき、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の負るべき責任は直接かつ通常の損害に限られるものとし、特別な事情から生じた損害（当社又は利用者が損害の発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については一切の責任を負いません。

### 第12条(本サービスの停止、変更、終了等)

- 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本システム及び本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
  - 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
  - コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
  - 火災、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
- 当社は、利用者に事前に通知することなく、いつでも、本システム及び本サービスの全部又は一部を変更することができるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとします。
- 利用者が本規約に違反した場合その他当社が本システム及び本サービスの運営上不適当と判断する行為を利用者が行った場合、当社は、当該利用者に事前に通知することなく、本システム及び本サービスの利用を停止させができるものとします。
- 利用者が本システムを通じて掲載したコンテンツ等が法令、ガイドライン等又は当社の定める基準に違反したときは、前項の規定を適用するほか、当社は、該当するコンテンツ等を含む当該利用者の投稿したコンテンツ等の削除又は内容の変更等の必要な措置を講じができるものとします。ただし、当社は、利用者が投稿するコンテンツ等を検査、監視又は管理する義務を負わないものとします。
- 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社は利用者に事前に通知するものとします。
- 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第13条(登録取消等)

- 発行者は、自ら又は登録事業者をして、隨時、加盟店によるふるさと納税払い チョイスPayの利用に関し、監督を行うものとし、加盟店が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該加盟店について、本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用者としての登録を取り消すことができます。
  - 本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - 当社、発行者、他の加盟店、ユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
  - 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - ふるさと納税払い チョイスPayを自ら又は第三者をして不正利用した場合
  - 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
  - 自ら振出し、もしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
  - 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

9. 租税公課の滞納処分を受けた場合
  10. 第3条の2第4項に定める登録拒否事由のいずれかに該当する場合
  11. その他、当社が加盟店としての登録の継続を適当でないと合理的に判断した場合
2. 当社は、加盟店が前項各号のいずれかに該当することにより、加盟店としての登録の継続を適当でないと判断したときは、加盟店の登録の取消その他必要な措置を講じができるものとします。ただし、当社は、加盟店を管理、監督する義務を負わないものとします。当社は、本項に基づき当社が行った行為により加盟店に生じた損害について一切の責任を負いません。
3. 本条に基づき加盟店の登録が取り消された場合、当該加盟店は、当社の指示に基づき、本アプリ（加盟店）をその利用する端末から削除するものとし、本サービスに関連し当社から提供を受けた資料等につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

## 第14条（秘密保持義務）

1. 利用者は、本サービスの利用に関し知り得た当社の秘密情報を当社の承諾なくして第三者に開示、漏洩してはならず、本システム及び本サービスの利用並びにポイント使用取引の履行の目的以外に利用してはならないものとします。
2. 本規約において「秘密情報」とは、本サービスに関連して、利用者が当社から書面、口頭もしくは記録媒体等により提供もしくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとします。
  1. 当社から提供もしくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に正当に保有していた情報
  2. 当社から提供もしくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となった情報
  3. 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得した情報
  4. 秘密情報によることなく単独で開発した情報
  5. 当社から秘密保持の必要な旨書面で確認された情報
3. 第1項の定めにかかわらず、利用者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
4. 利用者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。
5. 利用者は、本サービスに関連して知り得た他の利用者又はユーザーの個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならず、本システム及び本サービスの利用並びにポイント使用取引の履行の目的以外に利用してはならないものとします。

## **第15条(反社会的勢力の排除)**

1. 加盟店は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  1. 暴力団員等が経営を支配又は実質的に関与していると認められる団体その他これらに準ずる者と関係を有すること
  2. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  3. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  1. 暴力的な要求行為
  2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  4. 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  5. その他前各号に準ずる行為

## **第16条(本規約の変更)**

当社は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。当社は、本規約を変更した場合には、寄附サイト又は本CMS上に掲載することにより利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

## **第17条(連絡、通知)**

本サービスに関する問い合わせその他利用者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から利用者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

## **第18条(権利義務の譲渡等)**

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

## **第19条(有効期間等)**

1. 本規約は、利用者が本システム及び本サービスの利用を開始した時点で効力を生じるものとし、その有効期間はすべての本業務委託契約が理由の如何を問わず終了したときに終了するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第6条、第10条1項、第11条、第14条、第18条、第21条及び第24条の規定は本規約の終了後も有効に存続するものとします。ただし、第14条第1項ないし第4項については、本規約の終了後5年間に限り存続するものとします。

## 第20条(協議解決)

当社及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

## 第21条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 第二章 ふるさと納税払い チョイスPayに関する特則

## 第22条(本サービスの内容)

1. 発行者は、本業務委託契約に基づき、本システムを通じて、ふるさと寄附金の謝礼品として、ユーザーに対して加盟店又は寄附サイトで利用できるふるさと納税払い チョイスPayを発行するものとします。
2. 加盟店は、ユーザーの保有する携帯電話等の端末上に表示されたふるさと納税払い チョイスPayのポイントに関するデータを、本アプリ（加盟店）を通じて読み取ること、または加盟店に関するデータを本アプリ（ユーザー）を通じて読み取り、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントを入力することにより、当該ユーザーとの間のふるさと納税払い チョイスPay使用取引に関するポイント決済を行うことができるものとします。
3. 登録事業者は、本システムを通じて、当該登録事業者に属する各加盟店が行ったふるさと納税払い チョイスPay使用取引において使用されたポイントの履歴並びに当該ポイントと引き換えに支払われる発行者からの支払額及びその振込状況に関する情報を管理することができるものとします。
4. 加盟店は、本CMSを通じて、当該加盟店におけるふるさと納税払い チョイスPayのポイント使用状況並びに使用ポイントに対応する各加盟店への支払額及びその振込状況に関する情報を確認することができるものとします。
5. 発行者は、本CMSを通じて、各ユーザーの保有するふるさと納税払い チョイスPayのポイント管理、各加盟店におけるふるさと納税払い チョイスPayのポイント使用状況並びに使用ポイントに対応する各加盟店への支払額及びその振込状況に関する情報の確認のほか、寄附サイトにおいて当該ユーザーとの間のふるさと納税払い チョイスPay使用取引に関するポイント決済を行うことができるものとします。
6. 発行者は、自己が指定した各加盟店との間で、当該加盟店において使用されるふるさと納税払い チョイスPayのポイントの精算条件について、別途定めるものとします。

7. 発行者は、チョイスPayのポイントの発行及び管理に関する業務及び加盟店との精算業務を当社に委託することができるものとします。この場合、当該発行者から指定を受ける各加盟店は、加盟店において使用されるふるさと納税払い チョイスPayのポイントの精算に関して生じる精算金その他の金員の受領権限を当社に付与するものとします。
8. 利用者は、本システムを通じて、寄附サイト及び本アプリ（ユーザー）上にふるさと納税払い チョイスPay及びこれに対応する対象商品等に関するコンテンツ等を掲載することができるものとします。ただし、加盟店は、コンテンツ等の掲載及び編集にあたり、法令、ガイドライン等及び当社が別途定める基準を遵守しなければならないものとし、発行者及び登録事業者の監督の下に服するものとします。
9. 加盟店がふるさと納税払い チョイスPay使用取引の対象商品等として扱うことができるものは、加盟店がその候補を発行者に申請し、発行者が承認したものに限るものとします。発行者は、加盟店から申請された対象商品等の候補を審査し、ふるさと納税のお礼の品に関する法令及び総務省の通達等を踏まえて、当該発行者の地場産品に該当すると判断したものに限り、ふるさと納税払い チョイスPay使用取引の対象商品等として承認し、又は自ら寄附サイトにおいて登録することができるものとします。

## 第23条（決済の方法）

1. 1. ユーザーが加盟店又は寄附サイトにおいてふるさと納税払い チョイスPay使用取引を行ったときは、当該ふるさと納税払い チョイスPay使用取引において利用されたポイントが、本システム上自動的に減算されるものとします。
2. 2. 発行者は、加盟店においてふるさと納税払い チョイスPay使用取引が行われた場合、別途発行者の定める方法に従い、各加盟店に対し、利用されたポイントに対応する金員を引き渡すものとします。また、発行者は、寄附サイトにおいてふるさと納税払い チョイスPay使用取引が行われた場合、対象商品等を自ら調達の上、ユーザーに対し引き渡すものとします。
3. 3. 前項の定めにかかわらず、ある加盟店について以下の第1号に該当する事由が発生した場合は、当該事由が発生した時点以降における当該加盟店におけるふるさと納税払い チョイスPayの利用について、発行者は、当該加盟店に対し、ふるさと納税払い チョイスPayのポイントに対応する金員の引渡しを行わないものとします。また、ある加盟店のふるさと納税払い チョイスPay使用取引について以下の第2号ないし第5号のいずれかの事由に該当する場合、発行者は、当該ふるさと納税払い チョイスPay使用取引が行われた当該加盟店に対し、当該ふるさと納税払い チョイスPay使用取引の対象となるポイントに対応する金員の引渡しを行わないものとします。
  1. 本契約又はシステム利用規約が各規約にもとづき解除又は取消となった場合
  2. ふるさと納税払い チョイスPay使用取引が解除、無効又は取消その他の理由により効力を失った場合
  3. ユーザーが加盟店においてふるさと納税払い チョイスPay使用取引の対象となった商品等の返品又は交換を行った場合
  4. 本規約に従い対象商品等として発行者の承認を受けた商品等でないものについてふるさと納税払い チョイスPay使用取引が行われた場合
  5. その他前4号に類するものとして発行者が定める場合
4. 前項各号に定める場合において、発行者が既に加盟店に対しポイントに対応する金員を引渡し済みの場合には、加盟店は、発行者（ただし、発行者がチョイスPayのポイントの発行及び管理に関する業務及び加

盟店との精算業務を当社に委託している場合には当社とする。) に対し、直ちに該当するふるさと納税払い チョイスPay使用取引に関して加盟店が引渡しを受けた金員の全額を返金しなければならないものとします。

## 第24条(契約終了後の措置)

本契約が理由の如何を問わず終了したときは、発行者は、当該時点以降、ふるさと納税払い チョイスPayの新規発行を行うことはできないものとし、利用者は、当社の指示に従い、自己が使用していた本アプリ（加盟店）、本アプリ（発行者）及び本CMSをアンインストールしたうえ、本システム又は本サービスに関連する書類を当社に返還又は廃棄する等の処理を実施するものとします。

2018年7月12日 制定

2019年4月10日 改定

2021年4月1日 改定

2021年6月21日 改定

2022年9月1日 改定

2022年10月13日 改定

2024年8月14日 改定

2025年6月2日 改定